

医療法人社団斎心会 偕楽園居宅介護支援事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団斎心会が開設する指定居宅介護支援事業所「偕楽園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるものとする。

事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した生活を営むことができるよう援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 偕楽園居宅介護支援事業所
- 2 所在地 松戸市西馬橋幸町 25 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

- 2 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日までとする。（12月31日から1月3日までを除く）。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料を徴収しないものとする。

1 利用者からの居宅サービス作成依頼等に対する相談対応

当事業所 5 階居宅介護支援相談室、及び利用者宅その他必要と認められる場所。

2 課題分析の実施

(1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行うものとする。

(2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般について状態を十分に把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 使用する課題分析票の種類は居宅サービス計画ガイドラインによるものとする。

3 居宅サービス計画原案の作成

利用者及び家族の希望並びに利用者については把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービスを照会するように求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

4 サービス担当者会議の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する紹介等により、居宅サービス計画原案の内容について担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 居宅サービス事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

7 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を断続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

8 モニタリングは 1 月に一度以上利用者の居宅を訪問し、利用者に面接の実施を行う。

9 第 7 条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお自動車を利用した場合の交通費は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1) 事業所から、片道おおむね 10 キロ未満の場合 | 500 円 |
| (2) 事業所から、片道おおむね 10 キロ以上の場合 | 1000 円 |

10 事業の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者または家族に対して了解を求め、支払いを受ける際、その旨を記した文書に記名捺印を受けるものとし、併せて領収書を発行するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、松戸市とする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第 9 条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第 4 項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者またはその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険連合会の申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に対して国民健康保険連合会が行う調査に協力するとともに、自らが提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 10 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所で介護サービスの提供以外の目的で原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における虐待防止のため指針を整備します。
 - (3) 虐待防止の措置を講じるための担当者の選定
虐待防止に関する担当者（管理者） 川上 洋子
 - (4) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を実施します。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症

ケア、介護予防の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修採用後 1 月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修年 1 回以上
 - (3) 権利擁護に関する研修年 1 回以上
 - (4) 認知症ケアに関する研修年 1 回以上
 - (5) 介護予防に関する研修年 1 回以上
 - (6) 感染症に関する研修年 1 回以上
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものである。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を終了した日をいう。）から最低 5 年間は保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法法人社団斎心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。